

CU三多摩ニュース No. 4

2015. 10. 15 編集人 小野塚洋行

コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-8703 国分寺市光町1-40-12 北多摩西教育会館内

☎・FAX 042-571-1166

Eメール cu3tama@abeam.ocn.ne.jp

戦争法19日強行採決 違憲法律は廃止以外にない

憲法違反の第1は、自衛隊の役割を拡大して、海外派兵や米軍の支援に当てるためです。地球上どこでも派兵し、米軍のあらゆる戦争に参加します。

第2は、「停戦合意」はできているが、なお、戦乱が続いているようなところに、自衛隊を派兵し、治安活動をさせることです。

第3は、集団的自衛権を発動し、アメリカとともに海外で武力行使を行うことです。

廃止するには、国会で反自民・公明勢力が多数を確保し、昨年7月の閣議決定・衆参院で廃止するしかありません。



組合員増やすため目標と気概を 三多摩は現在68人確認

CU三多摩は、結成3か月を迎えた中で、今年中には必ず100人組織を達成する決意に燃えています。この間、組合員や土建各支部、都職労衛生局支部などの協力組合に佐藤委員長名で「仲間を増やすお願い」を発送し、9月29日には各団体回りを実施したところです。土建支部書記のMさん、「そろそろ来るかな?」と思い一人用意してますよ」

と、うれしい対応。東京土建は現在、秋の拡大月間中で組織拡大に全力を挙げています。CUもこれに学びつつ連帯して「組合員を増やす」目標と達成する気概を発揮して望んでいきます。

10月11日(日)には、新宿一般労組の保科委員長、八王子労連「絆」事務局長の伊沢さんの両名からの講演を行い、労働相談のポイントを学習し交流を行いました。

労働者派遣法の改悪一生派遣社員

労働者派遣法の成立以来30年間、「臨時的・一時的業務に限る」「常用雇用の代替とはしない」とする大原則を投げ捨て、制度的保障だった業務ごとの期間制限をなくし、派遣労働者を切れ目なく受け入れ可能としたことです。

改悪法は、専門業務を除いて1年、最大3年の期限撤廃。派遣先と無期限契約なら、一生派遣労働者です。

直接雇用の申込み義務などがありました。義務は、削除され、失業方の派遣先で働くしかなく、正社員の道は閉ざされました。均等処遇確保が盛り込まれましたが、均等処遇を考慮した待遇を労働者に説明さえすればよく、派遣先も派遣先労働者の賃金情報を派遣もとに提供することなどに「配慮」さえすればよいだけです。

労働者を使い捨てにする「ざる法」は廃止以外にありません。

なんでも相談

三多摩協議会は、毎週水・金の午後1時から5時まで、首を切られた・休暇がない・残業代がもらえない・退職を強要されたなど労基法違反の相談、その他のことなど「なんでも相談」を受けています。☎・Faxは上記

第10回きよせ平和と健康まつり

日時 11月15日(日) 午前10時～午後2時

会場 神山公園(コロポックル前)

CU三多摩も模擬店でアピールします。